

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び
高齢者等実態調査
集計・分析・加工業務委託

入札説明書

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課
電話番号 099-286-2696

入札説明書

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査集計・分析・加工業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書の定めるところによるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

入札後、記載事項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査集計・分析・加工業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
別記1「仕様書」による。
- (3) 履行期限
令和9年3月29日（月）
- (4) 履行場所
別記1「仕様書」による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (3) 入札書の提出期限の時点で、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書・代理委任状の押印省略について
入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、入札前に官公署（独立行政法人、特殊法人を含む。）が発行する顔写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 日 時 令和8年5月19日（火）午後2時
イ 場 所 鹿児島県庁（行政庁舎2階） 2-B-1 会議室
鹿児島市鴨池新町10番1号

4 契約条項を示す場所及び期限

鹿児島県 保健福祉部 高齢者生き生き推進課 長寿企画係
令和8年5月18日（月）午後5時15分まで

5 入札説明会

無

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付及び入札保証金に代わる担保

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、現金又は次のアからエのいずれかの担保を、令和8年5月18日（月）午前10時までに納付すること（納付に際しては、事前に長寿企画係（電話099-286-2696）まで連絡すること）。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 政府の保証のある債券

イ 契約担当者が确实と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

ウ 契約担当者が确实と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

エ 郵政民営化法（平成17年法律第97条）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

(2) 入札保証金の免除

次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) (2)のイの入札に参加する者に必要な資格を確認するための書類（別記2）は、令和8年5月18日（月）午後5時15分までに12に示す提出場所に提出しなければならない。なお、提出した証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

7 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県 保健福祉部 高齢者生き生き推進課 長寿企画係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2696

ファックス番号 099-286-5554

メール c-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp